

## 行政書士法改正に反対する会長声明

日本行政書士会連合会は、行政書士法を改正して、「行政書士が作成することのできる書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申し立てについて代理すること」を行政書士の業務範囲とすることを要望し、そのための運動を推進してきた。そして、2014（平成26年）5月21日、自民党の行政書士制度推進議員連盟は、行政書士の業務拡充を主眼とする「行政書士法改正法案」を了承することにした。改正法案では、行政書士が関与できる業務範囲は、「現に行政書士が作成した官公署への提出書類に係る許認可などに関する不服申し立て」に限定されるが、行政書士の業務範囲が著しく拡充されることには変わりはない。

今後、与野党での調整が行われ、委員長の提案によって、今国会に提出される可能性がある。そして、一度提出されると、自民党議員が多数を占める国会では十分な議論がなされないまま議決されて、法律として成立してしまう可能性が高い。

しかし、既に日本弁護士会連合会が2012（平成24年）8月10日に、京都弁護士会が2013（平成25年）8月29日に、同様にその他の弁護士会の各会長声明においても行政書士法改正に反対の立場を表明しているように、行政書士の業務範囲を拡充することは以下に述べるとおり問題点が多く、また、国民の権利利益の擁護の観点からも妥当ではない。

第1に、行政書士の主たる職務は、行政手続の円滑な実施に寄与することを主目的として、行政庁に対する各種許認可の書類を作成して提出するというものである。一方、行政不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な行政処分を是正し、国民の権利利益を擁護するための制度である。行政手続の円滑な実施に寄与することを主目的とする行政書士が、行政庁の行った処分に対しその是正を求めるということは、その職務の性質上本質的に相容れないものである。

第2に、行政不服申立ては、国民と行政庁が鋭く対立する事件であるが、行政書士に対する懲戒処分並びに行政書士会に対する監督は都道府県知事が行い、日本行政書士連合会に対する監督は総務大臣が行うものとされている。このように、行政庁の監督を受ける立場にある行政書士が国民と行政庁が鋭く対立する行政不服申立ての代理をすることは、国民の権利利益の擁護を危うくするものである。これに対し、弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を有しており、国家の監督に服さない弁護士自治が認められている。このように、行政庁の行為に対する行政不服申立ての代理行為は、弁護士自治により国家機関からの独立が担保された弁護士こそが行うべき業務である。

第3に、行政書士が行政不服の申立ての代理人を務めるには、その能力担保が充分とはいえない。この点につき、行政書士試験に行政不服審査法が必須科目になっていることが代理権付与を正当化する理由の一つとして挙げられている。しかし、行政不服申立ての代理行為は、行政訴訟の提起も十二分に視野に入れて行うべきものであり、その一事をもって能力担保がなされたということは到底できない。法律事務処理の初期段階で適正な判断を誤ると、直ちに国民の権利利益を侵害することにつながりかねない。初期段階において最終的な訴訟段階での結論まで見据え、迅速かつ的確に初期対応することこそが国民の権利利益に資するものである。行政書士が私人間の紛争事件の初期段階で不当に関与し不適切な処理をしたことによって依頼者の権利利益が救済されないどころか、かえって被害が拡大したという例が報告されている。行政不服申立ての代理人になるには、より高度な専門性と訴訟まで見据えた慎重かつ適切な判断が不可欠である。

第4に、行政書士については、倫理綱領が定められているものの、当事者の利害や利益が鋭く対立する紛争事件を取り扱うことを前提にする弁護士倫理とは異なる内容となっている。行政不服申立ては、国民と行政庁とが鋭く対立するものであって、このような案件を行政書士が代理行為を行うこと自体、国民の権利利益を侵害することが懸念されるのである。

第5に、仮に、行政書士が行政不服申立ての代理権を獲得したとしても、その活動分野は限定されることが予想され、影響は小さいとの指摘がある。しかし、国民の権利利益自体に対する問題は、活動分野の大小で計るべきものではない。

第6に、弁護士は、近年、多くの行政手続業務に代理人として活躍している。一例を挙げるならば、出入国管理及び難民認定法、生活保護法、精神保健及び精神障害者福祉法に基づく行政手続について、日本弁護士連合会が実施する法律援助事業を利用し、行政による不当な処分から社会的弱者を救済する実績を上げている。また、近年、弁護士の人数も著しく増加してきており、行政不服申立ての分野に弁護士が今以上に進出していくことは確実であり、行政不服申立ての分野において国民の権利利益の擁護に支障をきたす懸念は全く存在しない。

よって、当会は、国民の権利利益を擁護する観点から、行政書士法改正法案に反対するものである。

2014（平成26年）6月13日  
群馬弁護士会  
会長 足立 進